

暗号資産交換業者および資金移動業者へのお振込について

令和8年1月30日
大同信用組合

平素より大同信用組合をご利用いただきありがとうございます。

近年、インターネットバンキングによる不正送金事犯や、投資詐欺・架空請求詐欺等の特殊詐欺において、暗号資産交換業者および資金移動業者の口座へ振込が行われる事態が多発しております。

当組合はお客さまの保護、および不正送金防止の観点から、暗号資産交換業者および資金移動業者の金融機関口座へのお振込に際し、口座名義人（又は振込依頼人）と異なる依頼人名での振込をお断りさせていただく場合があります。

また、店頭での暗号資産交換業者および資金移動業者へのお振込については、お客さまが詐欺被害に遭われていないか等の確認の為、お振込の理由を確認するとともに、必要に応じて疎明資料の提出をお願いする場合があります。

お客さまの大切な資産をお守りするための取組として、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【振込依頼人名変更の具体例】

支払口座名義	振込依頼人名	振込可否
ダイドウ タロウ	ダイドウ タロウ	振込可
	12345 ダイドウ タロウ	振込可
	ダイドウ ハナコ	振込不可
	DAIDO TAROU	振込不可

(注 1) 通常の投資目的や決済目的等での暗号資産交換業者および資金移動業者へのお振込を全て禁止するものではありません。

(注 2) お口座名義の前後に数字等を付される場合は制限の対象にはなりません。

※1 警察庁

○法人口座及びインターネットバンキングの利用を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について

https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/tokusyusagi/yotyokin_taisakukyouka20250912.html

○暗号資産交換業者への不正送金対策の強化に関する金融機関への要請について

<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/koho/news/20240206.html>

※2 金融庁

法人口座及びインターネットバンキングの利用を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について

<https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20250912/20250912.html>

第三者への資金移動が可能な暗号資産交換業者への不正送金対策の強化について

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240207.html>